



議案第五十五号

三朝町税条例の一部改正について

次のとおり三朝町税条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和四十七年三月十四日

三朝町長 坂 出 雅 己

昭和四十七年三月十八日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町税条例の一部を改正する条例

三朝町税条例（昭和四十五年三朝町条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第三百三十三条中「十円」を「二十円」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、公布の日から施行する。

（入湯税の規定の適用）

第二条 第三百三十三条の改正規定は、昭和四十七年四月一日以後における入湯に対して課する入湯税について適用し、同日前における入湯に対して課する入湯税については、なお従前の例による。